

第2章

推進にあたって

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 市の基本姿勢
- 4 人権施策の推進体制と進行管理

参考指標

第2章 推進にあたって

1 基本理念

**市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚に
すぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。**

「人間性豊かなまち」とは、個人の尊厳と男女平等の原則に基づき、一人ひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活の営めるまちです。

この「基本理念」を実現するためのまちづくりの方向性を、3つの「基本的な視点」として掲げます。そしてそれらの「基本的な視点」をふまえ、人権施策を推進するにあたっての3つの「市の基本姿勢」を定め、人権施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 基本的な視点

(1) 一人ひとりが大切に されるまちづくり

誰もが自分らしく生きるためには、それぞれの個性や能力が尊重され、一人ひとりが主体的に自らの生き方を選択することができることが重要です。

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

(2) 多様性を尊重し 支えあうまちづくり

市民一人ひとりには、国籍、民族、出自、宗教、言語、文化、習慣、性別、世代などさまざまな違いがあります。

誰もが、お互いの生き方や価値観の違いを認めあい、多様性を尊重し支えあうまちづくりを推進します。

(3) 市民の参画と協働 によるまちづくり

日常の市民生活の中で人権について主体的に考え、学び、行動していくことが大切です。

人権の尊重と擁護にあたっては、一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

3 市の基本姿勢

(1) 一人ひとりの人を大切にする施策の推進

市政のあらゆる施策の実施において、人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、多様性を尊重し、一人ひとりの人を大切にするという視点から施策を推進します。

職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務遂行につとめます。

(2) 市民が主体となる施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援していきます。

(3) 総合的な施策の推進

人権に関わる課題は、女性をはじめ、子ども、高齢者、障害者、同和問題（部落差別）、外国人、その他さまざまな分野にわたっています。

それぞれの人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって人権という視点から施策を総合的に推進していきます。

4 人権施策の推進体制と進捗管理

(1) 名古屋市人権施策推進会議

本市における人権に関する諸施策の連絡調整および総合的な推進をはかり「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に資するために「名古屋市人権施策推進会議」（以下「人権施策推進会議」という。）

（※）を設置しています。

人権施策推進会議では人権尊重を基本とした行政運営を行うため、各局区室が緊密な連携をはかりながら、人権施策の総合的・計画的な推進に取り組んでいます。

また、人権施策推進会議に幹事会をおき、人権に関する諸施策の協議、調整および実施の推進、情報収集など人権施策推進会議の事務を補佐しています。

（※ 資料編「名古屋市人権施策推進会議規程」参照）

(2) 推進のための行政組織

基本方針に基づく分野別人権施策の実施については、個々の施策や事業を所管する局区等での対応を基本として全庁的に推進するものとし、人権施策の推進に係る総合的企画および調査研究、総合調整に関することは、スポーツ市民局人権施策推進室が行います。また、基本方針に掲げる分野別施策の所管課の担当課長を構成員とする「人権施策担当課長連絡会議」を設置して、各分野の課題解決や人権啓発等関係施策や事業に関する連絡調整および情報交換を実施しています。

(3) 関係機関との連携

人権啓発をはじめとする人権施策が広範な取り組みとして展開されるよう、国、愛知県、人権擁護委員会を中心に、名古屋市社会福祉協議会など関係機関とも緊密な連携・協力をはかります。

（４）個別計画との連携

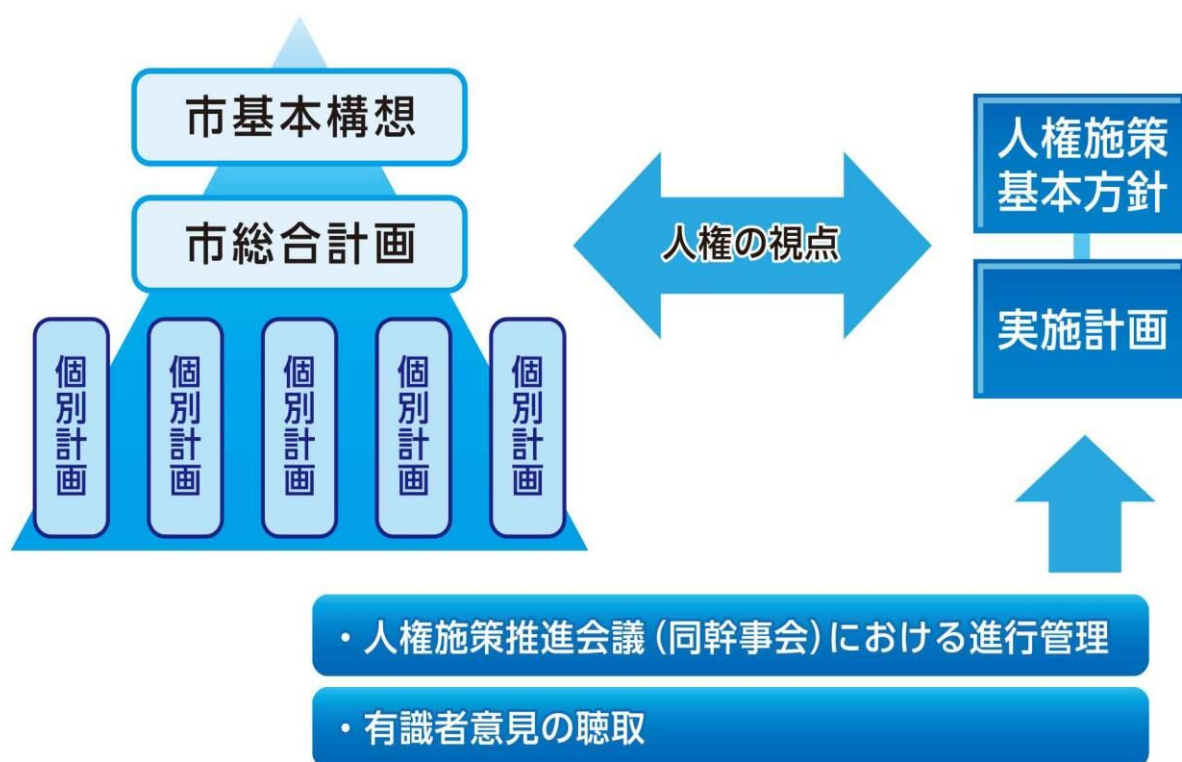
基本方針の実施にあたっては、各所管部局において分野ごとに策定された個別計画との連携をはかりながら、総合的・計画的に推進します。（※）

（※ 資料編「名古屋市における人権分野別個別計画一覧」参照）

（５）進行管理

基本方針に掲げた施策内容については、別途、実施計画を策定して人権施策推進会議および同幹事会において定期的に点検し、取り組み状況を把握するとともに、外部有識者の意見を踏まえ人権の視点から評価を行いながら、適切な進行管理を行います。

また、人権に関わる問題は常にそのときの社会事象をふまえた対応をはかることが重要であることから、概ね５年毎に実施している市民意識調査などにより、人権啓発をはじめとする人権施策や事業への課題や効果等について適宜把握しながら、基本方針の見直しを行います。



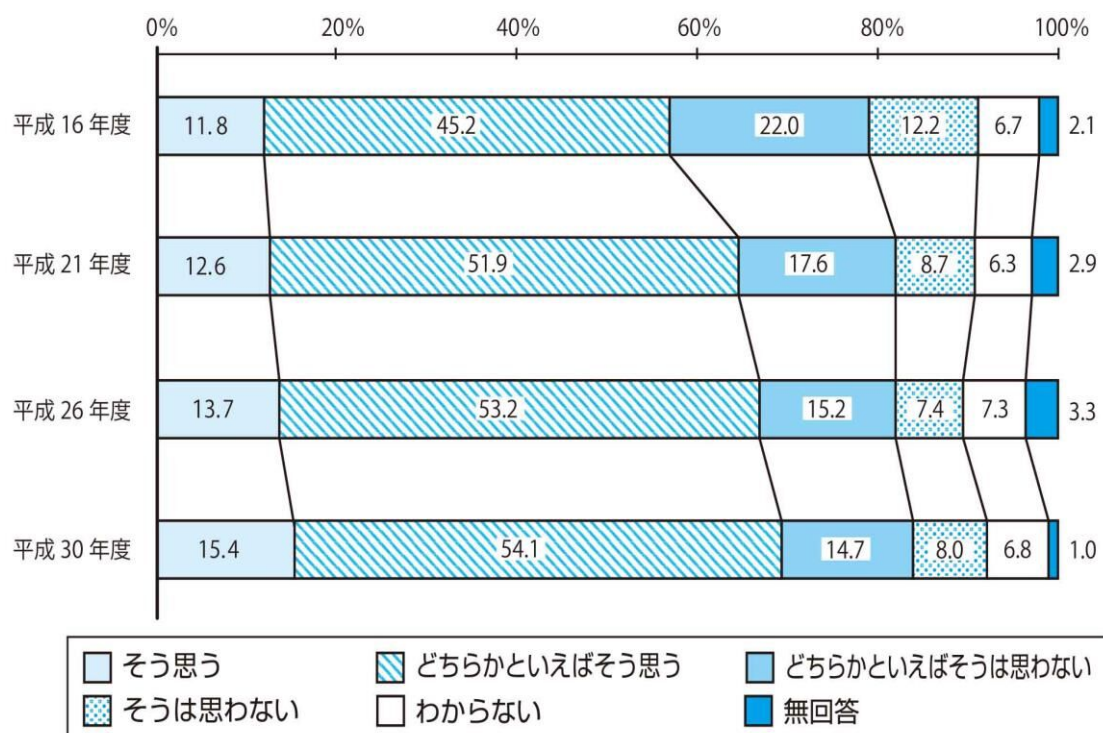
参考指標

■“今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思いますか？”

平成 26 年度と 30 年度の「人権についての市民意識調査」において、「今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うか」をたずねたところ、「そう思う」と答えた人は平成 26 年度 13.7%、平成 30 年度 15.4%、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は平成 26 年度 53.2%、平成 30 年度 54.1%で、肯定的な意見の人は、あわせて平成 26 年度 66.9%、平成 30 年度 69.5%と 2.6 ポイント増加しています。

一方で、「そうは思わない」と答えた人は平成 26 年度 7.4%、平成 30 年度 8.0%、「どちらかといえばそうは思わない」と答えた人は平成 26 年度 15.2%、平成 30 年度 14.7%で、両年度ともに 20%程度の人是否定的な意見を持っていることがわかりました。

□「人権についての市民意識調査」結果の推移



基本的人権が尊重されている社会だと思う市民の割合（平成 30 年度結果）・・・69.5%